

## 申告の日時と会場

受付日	受付時間	受付会場
2月2日(火)	9:00 ～ 15:00	神根公民館
2月3日(水) 4日(木)		芝市民ホール
2月5日(金)		安行公民館
2月9日(火) 10日(水)		戸塚公民館
2月12日(金)		新郷公民館
2月16日(火) ～ 3月15日(月) ※土・日曜日を除く	9:00 ～ 16:00	市民会館 1階会議室
2月21日(日)		

※所得税の住宅借入金等特別控除は、受け付けることができません。税務署にお問い合わせください。

※会場は混雑が予想されます。時間に余裕を持ってご来場ください。

※駐車場には限りがあります。車での来場はご遠慮ください。

※出張会場は、混雑状況により時間内でも受け付けを終了する場合があります。

# 市民税・県民税の申告はお早めに!



申告期間は、2月16日(火)から3月15日(月)までです。公民館などでの出張受付は、2月2日(火)から行います。日時と会場を確認の上、ご来場ください。

平成21年度市民税・県民税の申告をしたかたには、平成22年度市民税・県民税申告書を1月下旬に送付しています。申告会場は混雑しますので、同封の返信用封筒による郵送の提出が便利です。また、申告書が届かなくても申告が必要と思われるかたは、お問い合わせください。

## 申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書
- 印鑑(スタンプ式不可)
- 申告するかたの預貯金口座番号のわかるもの
- 収入や所得を証明できる書類  
(平成21年分の給与や年金の源泉徴収票など)
- 社会保険料(健康保険・国民年金・介護保険料など)の支払証明書や領収書
- 生命保険料や地震保険料などの控除証明書
- 医療費の領収書
- 経費などに関する領収書
- そのほか申告に必要な書類

※原則として書類は返却しません。控えが必要なかたは、事前にコピーをしてからご持参ください。

(※)

### 1 給与所得(アルバイト・パート賃金を含む)

- 勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていないかた
- 給与所得以外に、家賃・配当・原稿料・年金などの所得のあったかた  
(1社のみから給与の支払いを受けているかたで、給与所得以外の所得の合計額が20万円以上の場合、所得税の確定申告が必要となります。)
- 2社以上から給与の支払いを受けたかた
- 医療費控除など各種控除を受けようとするかた

### 2 雑所得

公的年金などの収入のあったかたで、社会保険料控除や扶養控除を受けようとするかた

### 3 事業所得

営業や農業などの所得があったかた

### 4 不動産所得

土地や家屋などの貸し付けの所得があったかた

### 5 配当・譲渡・一時所得

株式などの利益配当や資産譲渡による所得、生命保険契約などに基づく一時金などがあったかた



② 所得のないかたで、国民

① 平成22年1月1日現在、市内に住所を有し、平成21年1月1日から12月31日までに、左記表(※)の1から5の所得があり、税務署に確定申告をしなかった。

③ 平成22年1月1日現在、市内に住所はないが、事務所や事業所などが市内にあるかた。

健康保険や児童手当、老人医療費などの受給の關係で申告が必要なかた。また、そのほか各種税証明書を必要とするかた。

## 申告の必要なかた

## 各種控除の申告も 忘れずに

控除を申告することで、税負担が軽減されます。

- ・配偶者控除
- ・配偶者特別控除
- ・扶養控除



- ・障害者控除  
(手帳または障害者控除対象者認定書を提示するか、写しを提出してください)

- ・寡婦(夫)控除
- ・勤労学生控除

- ・医療費控除  
(かかった人ごと、医療機関ごとに事前に計算を済ませておいてください)

- ・社会保険料控除
- ・生命保険料控除
- ・地震保険料控除



- ・寄附金控除(税額控除) など

※領収書や証明書の提出がないときは、控除の適用ができないことがあります。

※平成21年中の寄附金分から市民の福祉の増進に寄与するものとして、川口市税条例で指定する寄附金も寄附金控除の対象となりました。

## 住宅借入金等の 控除について

平成11年から平成18年までと、平成21年中に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けているかたは、所得税から引ききれなかった控除額を、翌年度分の市民税・県民税(所得割額)から控除します。(平成19・20年に入居したかたは、控除の対象なりません。)

なお、平成22年度から市への申告書の提出は不要となりました。

## 住宅借入金等特別税額控除申告書の提出

課税年度	平成20・21年度	平成22年度以降	
居住開始年月日	平成11年 ～ 平成18年末	平成11年 ～ 平成18年末	平成21年 ～ 平成25年末
市への申告	必要	不要	不要

## 問い合わせ

市民税課  
市民税  
第1～4係

☎259-7634  
7635  
7636  
☎259-7245  
FAX259-4541

## 所得税・消費税・贈与税の 申告書作成について

《日時》2月12日(金)～3月15日(月)

9:00～16:00 土、日曜を除く

2月21日(日)・28日(日)は受け付けます。

混雑状況により時間内でも受け付けを終了する場合があります。

## 会場が変わりました

スキップ

《会場》SKIPシティ 1階 多目的ホール

この期間は、税務署の庁舎内に申告書作成会場は設置されません。

## 申告書作成会場地図



## 所得税などの確定申告

e-Taxなら

こんなにもいいこと

- 国税庁ホームページから電子申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax(電子申告)

を利用して提出することができます。

- 最高5,000円の税額控除

平成21年分の確定申告を本人の電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除が受けることができます。

(平成19・20年分の申告で、この控除を受けたかたは、受けられません。)

- 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することで、提出または提示を省略することができます。(確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります。)

- 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています。(3週間程度に短縮。)

## e-Taxの利用に際しては…



住基カードなど電子証明書の取得(要手数料)、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

イータックス

検索

問い合わせ ・ 川口税務署 ☎252-5141(代表) ・ 西川口税務署 ☎253-4061(代表)